

令和 7 年第 2 回 北海道議会定例会【予特】 開催状況

開催年月日	令和 7 年 6 月 27 日（金）		
質 問 者	日本共産党	丸山	はるみ 委員
答 弁 者	農政部長	鈴木	賢一
	生産振興局長	花岡	弘毅
	農業経営局長	小原	啓吾
	水田担当課長	松村	由貴
	技術普及課長	原	俊彦
	農業経営課長	佐藤	義則

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
一 米政策について （一）米不足の認識について 米の民間在庫は 3 年前から前年割れとなっておりまして、昨年はついに全国の店頭からお米がなくなりました。政府は米の民間在庫はあると、備蓄米放出などの対応が後手に回り影響をさらに拡大させました。今、小泉農水大臣は「備蓄米が尽きれば輸入する」と公言していることから、米不足は明らかだと考えますけれども、道の認識を伺います。	（水田担当課長） 米不足への認識についてでございますが、昨年、新米が出回る前の端境期に全国的に米が品薄となる中、道では、農業団体や集荷業者などに対し、早期出荷や円滑な流通の確保を申し入れるなど、北海道米を少しでも早く、消費者の皆様にお届けできるよう、取り組んできたところでございます。 こうした中、昨年、道内では、ホクレンが、例年より 1 週間程度早く、新米の出荷を開始するなど、生産者や流通事業者方々などの協力もあり、道内の店頭に並ぶ機会が増え、米の品薄感は解消されましたが、現在も、販売価格の高止まりが続いていることから、道としては、今後、国における全国的な米価高騰の要因などの検証を注視してまいります。
（二）備蓄米の放出の効果について 銘柄米を中心にまだまだそのお米の値段が以前の 2 倍となっている、ここをどういう風に評価しているかというところだと思いますが、小泉農水大臣のもとでの備蓄米の放出は 5 kg で 2,000 円の販売価格を想定した随意契約です。契約相手は大手小売業に限定されるうえ、数に限りがあつて、販売が都市部やネット利用者に限定されがちだと思います。 農水省により公表された 2024 年産米の 5 月の相対取引価格は、全銘柄平均で 60kg あたり 27,649 円で 4 月から 547 円、また上昇していました、前年比では 12,052 円あがっています。率にして 77%上昇し、過去最高額となっています。こうしたことで、現在の備蓄米の運用は、米価高騰を止める効果は極めて薄いと言わざるをえないと思うのですが、道の受け止めを伺います。 さきほどからも答弁がありましたけれども 15 週ぶりに 4 千円を切った、しかし、以前の 2 倍の値段がまだ続いているということです。	（水田担当課長） 米価についてでございますが、米の価格は、市場で決まるものではありませんが、国では、高騰している米価に対して、8 月までの緊急的な措置として、随意契約による政府備蓄米の売渡しなどを行っているところであり、その結果、直近の米の平均販売価格は、5 キログラム当たり 3,920 円と 15 週ぶりに 4 千円を切ったところでございます。 なお、道としては、中長期的な米の価格については、消費者と生産者の双方が納得できる水準で流通することが重要であると考えております。
（三）米の輸入について 小泉農水大臣は、毎年 9 月に行う米の輸入を早めるという風に言っています。安い輸入米の影響で国産米の価格が下がれば、これは今後米農家さんの収入が減るということになりまして、高齢化が進んで後継者不足に頭を抱える国内の米生産は大打撃を受けるといふ風に思います。基幹的農業従事者の 30%以上が今 70 歳以上で、約 69%が後継者を確保していないと言われる北海道の稲作にも甚大な影響を及ぼします。少なくとも現在約 7 万件の米販売業者のお米の保有量を調査中であるということですから、それが明らかになるまで米の輸入を保留するべきではないかと思うのですが、道の見解を伺います。	（生産振興局長） 米の輸入についてでございますが、国は、米の価格が高止まりする中、米価高騰対策の一環として、ミニマム・アクセスの枠内で、主に主食用として流通する売買同時入札、いわゆる SBS 輸入について、例年、9 月に行っている 1 回目の見積合せを、今年度は 3 か月早めて、6 月 27 日に実施する予定であると承知しております。 道としては、国の「米の安定供給等実現関係閣僚会議」において、今般の米価高騰の要因や対応策を検証するとしておりますことから、今後、米の需給や価格の動向とあわせて、国の検証状況などについて、注視してまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
（四）持続可能な米政策について 卸売業者が銘柄米を日々取引しているスポット市場で、取引価格が直近のピークだった５月下旬から６月中旬に約３割下落していると報道されていました。新潟県産コシヒカリは５万円程度から３万５千円程度に、北海道産ななつぼしも４万９千円程度から３万７,５００円程度に３週間あまりでの下落です。「いっどこで買えばいいか、お米くらいはストレスなく買いたい」と言われました。そういう消費者の願いと、持続可能な米生産のために、道は、政府に対しこれまでの転作補助金による米の減産誘導の誤りを認め、消費者にも生産者にも安心の米政策の実施を求めていると思うのですがいかがでしょうか。 需要に応じた生産だとか多様なニーズに応じた生産というその発想から一向に脱却しないというところで、これまでそうした方針の元でやってきたんだけど、その結果、今の米価格高騰ということが引き起こされているんだという風に思うと、やっぱりそのままでもいいのかという心配は払拭できないということは指摘してきしておきたいと思います。 （五）新規就農者支援について １ 農家人口について 農家人口について、５０年前のデータと比較して、２５年前の農家人口と減少率、及び最新の農家人口と減少率をお示しください。 ２ 稲作単一経営の経営体数について 次に稲作単一経営の経営体数について、同様のデータをお示しください。	（農政部長） 持続的な米政策についてでございますが、米の価格上昇や政府備蓄米の売渡し、水田政策の根本的な見直しの検討など、米をめぐる情勢が大きく変わる中、多くの消費者の皆様には北海道米を手にとっていただくためには、需要に応じた北海道米を安定的に生産、供給していくことはもとより、消費者と生産者方々の双方が納得できる価格水準で流通することが重要であります。 このため、道といたしましては、関係機関・団体と連携し、多様なニーズに応えた米生産をはじめ、計画的な基盤整備やスマート農業技術の活用による生産性の向上を進めるほか、消費者の皆様に対する北海道米の魅力や生育状況・価格動向などの情報発信を行うとともに、国に対して、本道の実情を踏まえた水田政策の見直しや生産や流通の合理的なコストを考慮した価格形成に向けた環境づくりを求めるなど、農業者の皆様が再生産可能な所得を確保し、将来にわたり、安心して営農が続けられるよう、取り組んでまいります。 （農業経営課長） 農家人口などについてであります。国の農林業センサス及び農業構造動態調査によりますと、道内における農家の世帯員数は５０年前の昭和５０年で６２万３,３６６人、２５年前の平成１２年で２８万１,０２３人、直近の令和６年で９万３,０００人となっています。 また、減少率につきましては、昭和５０年と比較して、平成１２年ではマイナス５５％、令和６年ではマイナス８５％となっております。 （農業経営課長） 稲作単一経営の経営体数などについてであります。国の農林業センサス及び農業構造動態調査によりますと、道内における稲作単一経営の経営体数は、５０年前の昭和５０年で４万４,８２４経営体、２５年前の平成１２年で１万２,２９３経営体、直近の令和６年で３,４００経営体となっています。 また、減少率については、昭和５０年と比較して、平成１２年ではマイナス７３％、令和６年ではマイナス９２％となっております。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
3 作付面積と収穫量について ちなみに稲作の作付面積と収穫量についても同様に、50年前のデータと比較し、25年前の作付面積と収穫量の減少率、及び最新の作付面積と収穫量の減少率を示してください。	（水田担当課長） 水稻の作付面積と収穫量の減少率についてであります。国の作物統計調査によると、道内の水稻の作付面積は、50年前の昭和50年で18万5,500ヘクタール、25年前の平成12年で13万4,900ヘクタール、直近の令和6年で9万5,000ヘクタールとなっております。減少率については、昭和50年と比較して、平成12年ではマイナス27パーセント、令和6年ではマイナス49パーセントとなっております。 また、収穫量は、50年前の昭和50年で82万6,600トン、25年前の平成12年で72万9,100トン、直近の令和6年で56万2,400トンとなっております。減少率については、昭和50年と比較して、平成12年ではマイナス12パーセント、令和6年ではマイナス32パーセントとなっております。
4 縮小する農業の状況について 稲作経営体が激減しているわけですが、その減少の理由をどのように分析しているかお示してください。	（農業経営課長） 稲作経営体の減少についてであります。稲作単一経営の経営体数が減少した要因としては、人口減少や少子高齢化により、担い手の高齢化や後継者不足が進む中、収益性の向上を図るため、地域の意欲ある担い手が離農跡地を積極的に引き受け、経営規模を拡大してきたことに加え、米の需要が減少する中、米から他作物への作付けが進み、稲作経営から複合経営に移行してきたことなどによるものと考えてございます。
5 進む高齢化と新規就農支援の必要について 「2024年度農業・農村の動向等に関する年次報告」によると、2023年67,600人の基幹的農業従事者数は2024年、65,200人と減少、そのうち高齢者は27,600人から31,500人に増加しています。その割合は40.8%から48.3%と高齢者が増えているわけですね。 新規就農者を増やす必要がより一層高まると思うのですが、2023年の新規就農者の状況を伺います。	（技術普及課長） 新規就農者の状況についてであります。道の新規就農者実態調査によりますと、令和5年1月1日から12月末までの道内における新規就農者数は407人となっております。過去最低であった4年と同水準にとどまっています。 新規就農者の内訳としては、学校卒業後、すぐに親元へ就農する新規学卒者が123人、他産業に従事してから親元に就農するUターン就農者が159人、農外から新たに就農する新規参入者が125人となっているところです。 なお、農業法人等に雇用されて就農する雇用就農者は、農業法人の増加や経営規模の拡大により、増加しているものと考えています。
6 新規就農予定者育成の支援について 今、407人、過去最低とおっしゃっていただいて、高齢化も進んでこれから離農も増えるとなると、増やさないといけないと思うのですが、先日、蘭越町へ米農家を訪問し、今、米価高騰で消費者は大変だと、それは分かっているのではあるが、以前の米価では後継者は見つからない、再生産できない。高齢化も進み周りで離農する田んぼを預かって米を作っているが、しかし、今以上に広げるのは困難だと聞いてきました。特に稲作は、機械・施設など初期投資が大きく、支援が必要ということなのですね。新規就農者への支援について、これはちょっと稲作だけ別にできないと思うので、そこに限らず伺うのですが、将来新規就農しようとする者を雇い入れるなどして、農業の技術を伝えて、経験を積ませようとする時、受けられる支援、どのようなものがあるか、その概要と、最近の利用状況を伺います。	（技術普及課長） 就農希望者を育成するための支援についてであります。国では、農業者や農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用し、就農に必要な生産技術や経営ノウハウ等の習得に向けた研修を実施する場合、最長4年間、年間最大60万円の資金を交付する事業を実施しています。道内における本事業の利用状況について、農業経営体数では、令和4年度が88経営体、5年度が58経営体、6年度が61経営体となっており、農業経営体に雇用された人数では、4年度が139人、5年度と6年度が81人となっているところでございます。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
7 新規就農者の機械・設備等購入への支援について 次に新規就農にあたっては、先ほど申し上げましたが、機械や施設などの購入費用が莫大で大きな負担となるが、これらに利用できる支援の概要と目標、直近3年の利用状況を伺います。	（技術普及課長） 新規就農者の機械等への購入支援についてであります。国では、40代以下の農業従事者の拡大を目標として、49歳以下の新規就農者に対し、収穫機械やビニールハウスなど、就農後の経営発展のために必要となる機械や施設等の導入を支援しており、事業費の4分の3を国と都道府県が負担する事業を実施しています。 道内における本事業の利用状況は、令和4年度が76人で21,500万円、5年度が91人で26,700万円、6年度が82人で23,500万円となっています。 なお、国においては、6年度補正予算及び7年度当初予算から親元へ就農する者についても、新たに本事業の対象とすることにしたところとなっています。
8 離農者と新規就農者のマッチングについて 親元就農にも支援を拡大したとのことですが、訪問先の米農家では、周辺の米農家が高齢化で作れなくなった田んぼを、これまでも預かるなどして稲作をしてきたが、それも限界がある。一方で、新規就農したい方などから相談も受けているのです。新規就農者と離農者のマッチングを推進してほしいという、そこを手伝ってほしいとお話してした。北海道農業担い手育成センターがマッチングの取組を行っているとのことですが、その利用実績を伺います。	（農業経営局長） 新規就農者と離農者とのマッチングについてでございますが、稲作をはじめとする本道農業は、人口減少や高齢化などにより担い手の減少が進む中、地域の担い手が離農跡地を積極的に引き受け、規模拡大を図ることで生産基盤を維持してきましたが、地域によっては、これ以上の規模拡大は困難との声も聞かれることから、今後、更なる新規参入者の確保が重要と考えております。 こうした中、道では、北海道農業公社に設置している北海道農業担い手育成センター、いわゆる担い手センターにおきまして、後継者のいない農家と就農希望者の情報を収集し、市町村と連携しながらマッチングを行っておりまして、これまでの実績は、令和4年度が2件、5年度と6年度がそれぞれ1件となっております。
9 今後の対応について 北海道農業担い手育成センターによるマッチングの件数が少なかったのですが、原因分析はどのようにしているのでしょうか。離農者がこれまで手塩にかけてきた農地を任せるのに、誰でもいいというわけにはならないでしょうから、当人同士はもちろん、その地域の周辺の農家との情報共有や意思確認のありかたにも関わる仕組みが必要ではないかと思う。米不足をきっかけに今、農業に関心が集まっています。新規就農支援に今後どのように取り組むのか、お聞かせください。	（農政部長） 新規就農者に関する今後の対応についてでございますが、新規参入者の確保に当たりましては、担い手センターが就農希望者の掘り起こしと、研修先となる市町村の紹介・あっせんを行うとともに、市町村が中心となって、後継者のいない農家の皆様と就農希望者の皆様とのマッチングを進めてきており、これら市町村の取組を補完するものとして、担い手センターにおいてマッチングを行ってきたところでございます。 今後、新規参入者の確保を一層進めていくためには、農家の皆様に対する営農継続の意思確認や周辺の農家の皆様との情報共有を行うことが重要であることから、道といたしましては、市町村と連携し、農地利用の将来像を明確化した地域計画の枠組みの中で、定期的に農家の皆様の意向確認と情報共有を行いながら、引き受け手がない農地を就農希望者の皆様へ円滑に引き継げるよう、取り組んでまいります。